

相続預金手続き

ケース別

必要書類&注意点

最終回

第12回の
ケース

八木 正宣

税理士法人 SBL 代表社員・税理士・行政書士・CFP®
会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所開設。企業支援と相続関連業務に強み。

「秘密証書遺言」があるという相続人の方に
準備いただく書類と注意点は？

連

載の最終回では、秘密証書遺言について取り上げます。秘密証書は自筆証書、公正証書と並んで「普通方式」の遺言と呼ばれています(図表参照)。

秘密証書遺言は、その遺言書が遺言者本人のものであることを明確にでき、かつ遺言の内容を誰にも明らかにせず、秘密にできる遺言書の形式です。また秘密証書遺言は、自筆証書遺言とは異なり、パソコンでの作成や第三者の代筆も認められています。

作成手順は、まず遺言者が遺言の内容を記載した書面に署名捺印し、封筒に入れて、遺言書に捺印したものと同じ印鑑で封印をします。そのうえで、公証人および証人2名にその封書を提出し、自分の遺言書であること等を申述し、公証人がその封紙上に、日付および遺言者の申述を記載した後、遺

言者および証人2名とともに封紙に署名捺印をして作成します。ちなみに、秘密証書には次のようなデメリットがあります。

①遺言書の有効性

公証人は、遺言書の内容を確認できません。遺言書の様式に不備等があり無効となるリスクや、遺言の実行にあたり相続人間で紛争が生じるリスクがあります。

②保管上のリスク

遺言者自身が保管する必要があるため、遺言書を紛失したり、発見した相続人が、自分に不利な内容が書いてあると思ったときなどに、破棄や隠匿したりしてしまう可能性があります。

③検認手続きが必要

遺言書の発見者が、家庭裁判所にて検認手続きを受けます。

検認とは、相続人に遺言の存在およびその内容を知らせ、遺言書

●普通方式3種類の違い

遺言の方式	自筆証書		公正証書	秘密証書
	通常	保管制度		
遺言の作成	本人 ※財産目録はコピー等可		公証人	本人 ※代筆・PC作成可
秘密性	存在と内容を秘密にできる		公証人・証人に存在と内容が知られる	公証人・証人に存在を知られるが、内容を秘密にできる
証人	不要		2名	2名
保管場所	本人	法務局	公証役場	本人
検認手続き	必要	不要	不要	必要

の形状や加除訂正や署名の状態など、検認の日現在における遺言書の内容を明確にする手続きです。

検認済証明書が添付されているか確認する

それでは、秘密証書遺言による相続手続きについて解説します。

まず、遺言者の死亡の事実を被相続人の戸籍謄本で確認します。そのうえで、秘密証書遺言に検



認済証明書の添付があるか確認します。秘密証書遺言かどうかは、検認済証明書に添付された封筒の記載ではつきりとわかります。検認済証明書が添付されていない場合には、遺言書を家庭裁判所に提出して、その検認を受けます。

次に遺言執行者の指定を確認します。遺言執行者には、遺言書の内容に基づいて、遺産の名義変更手続きを単独で行う権限があります。遺言執行者の指定がない場合には、相続届などの書類に、相続預金の取得者である相続人・受遺者全員の署名捺印が必要です。

続いて自店にある預金者の取引を洗い出し、遺言書の内容と照合します。遺言書に記載されていない相続預金があれば、改めて遺産分割協議書の作成を依頼するか、相続届により記載外の相続預金の承継者を決めてもらう必要があります。なお、記載外の財産については、承継者が定めてある場合には、その承継者が記載外の相続預金を引き継ぎます。

88

図表 秘密証書遺言がある場合の必要書類など



①秘密証書遺言書

- 署名のみは本人の自筆で、本文や財産目録は代筆やPC等での作成でも可
- 家庭裁判所の検認済証明書「検認済証明書」が付いているか
- !**秘密証書遺言は、封筒の記載に大きな特徴がある

②遺言者の戸籍謄本等

- 本籍地の市区町村役場で取得してもらう（戸籍全部事項証明書＝1通450円～、除籍謄本＝750円～）
- !**「被相続人の本籍地がわからない…」というお客様には、死亡時点での住所が属する自治体で本籍地入りの住民票を発行してもらい、その本籍地を参照してもらう
- 郵送で取得可能（発行手数料は、郵便局の定額小為替で支払う）

③相続届

- 原則として、その預金の相続人・受遺者に署名・実印を押印してもらう
- !**遺言内容に偏りがあるなどの場合には、すべての相続人・受遺者の署名押印を求める場合もある
- !**預金残高欄は、トラブル防止のため金融機関側で記入する取扱いもある

④預金相続人の印鑑証明書

- 住所地の市区町村役場等にて取得してもらう（1通300円～）
- マイナンバーカードを用いてコンビニで発行できる自治体もある
- 発行後6ヵ月以内
- !**「実印を作っていない…」というお客様には、役場で印鑑の登録をしてもらう

⑤相続預金の通帳・キャッシュカード、貸金庫の鍵など

- !**貸金庫取引がある場合にはその鍵など、お客様の状況に応じて案内する

▼秘密証書遺言の封筒のサンプル

(印)

これは次の遺言者による遺言書であることを証明する。

遺言者 近代 太郎（秋田県秋田市中通9丁目9番）
平成21年11月11日

公証人	法務 蘭		
証人	現代 昭明	◎	◎
証人	後野 一法	◎	◎
遺言者	近代 太郎	◎	◎

▼秘密証書遺言のサンプル

遺言書

遺言者 近代太郎は、次のとおり遺言する。

1条 遺言者は、その所有する次の財産を長男一郎に相続させる。

一、北斗信用金庫 秋田駅前支店に所在する下記 預金

普通預金 口座番号 41104

定期預金 口座番号 41580

～割愛～

3条 遺言者は、上記以外の一切の財産を妻花子に相続させる。

平成21年11月11日

遺言者 近代 太郎 (印)

▼検認済証明書のサンプル

遺言書検認済証明書	
事件の表示	令和3年（家）第99号 遺言書検認 申立事件
検認の期日	令和3年12月24日
この遺言書は、上記期日に検認されたことを証明する。	
令和3年12月24日 秋田家庭裁判所 裁判所書記官 東城 守夫	